

## 【議 題】

具体的対応方針（役割）の決定について（資料 2－1、資料 2－2）

## 【議題の説明】

愛知県におきましては、平成 30 年 2 月 7 日付けの厚生労働省通知に基づき、地域医療構想の達成に向けて議論を進めています。

この通知では、「都道府県は毎年度、具体的対応方針をとりまとめること。」とされておりますので、令和 3 年度においても、公立・公的病院における「2025 年において担う役割の方針」及び「2025 年に持つべき病床数の方針」について、とりまとめのうえ決定します。

「資料 2－1」は、2025 年における役割及び医療機能ごとの病床数について、各病院の具体的対応方針として現行の医療計画別表及び病床機能報告をベースにまとめたものです。

「2025 年において担う役割の方針」については、厚生労働省が「医療計画における 5 疾病・5 事業及び在宅医療等」を「役割」の項目として示したことから、愛知県においても、現行の医療計画別表から作成し、担うべき役割としているものです。

判断基準は「資料 2－2」のとおり、愛知県医療計画別表に記載の基準に準じることとしており、個別の基準が記載されておりますので参考にしてください。

なお「2025 年に持つべき病床数の方針」については、「その他の医療機関の担う役割を踏まえて最終的に決定すること」とされており、今回の資料に記載した数字は、「令和 2 年度病床機能報告」の結果による暫定値となっています（ただし、安城更生病院及び碧南市民病院については、令和 3 年度第 1 回地域医療構想推進委員会で承認されました病床整備計画の内容を反映しています。）。